

資料1	専門家会合(第4回)
	平成24年12月7日

障害認定基準及び診断書の改正案

第3 障害認定に当たっての基準

第1章 障害等級認定基準

第1節／眼の障害

眼の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

眼の障害については、次のとおりである。

令別表	障害の程度	障害の状態
国年令別表	1 級	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
	2 級	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚年令	別表第1	3 級 両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
	別表第2	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
		一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
		両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの又は両眼の視野が 10 度以内のもの
		両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
		身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

2 認定要領

眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。

(1) 視力障害

ア 視力の測定は、万国式試視力表又はそれと同一原理によって作成された試視力表による。

イ 試視力表の標準照度は、200 ルクスとする。

ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。

矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいう。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力により認定する。

エ 両眼の視力とは、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とは、それぞれの測定値を合算したものという。

オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。

(ア) 矯正が不能のもの

(イ) 矯正により不等像症を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの

(ウ) 矯正に耐えられないもの

カ 視力が 0.01 に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力 0 として計算し、指數弁のものは 0.01 として計算する。

(2) 視野障害

ア 視野の測定は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものによる。

イ ゴールドマン視野計による場合、中心視野については I / 2 の視標を用い、周辺視野については I / 4 の視標を用いる。

なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。

ウ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄 ~~あるいは輪状暗点があるものについて~~ 次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの

(イ) 両眼の視野がそれぞれ I / 4 の視標で中心 10 度以内におさまるもので、かつ、I / 2 の視標で中心 10 度以内の 8 方向の残存視野の角度の合計が 56 以下のものこの場合、左右別々に 8 方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が 56 度以下のものとする。

なお、ゴールドマン視野計の I / 4 の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定する。

(注) 求心性視野狭窄は、網膜色素変性症や緑内障等により、視野の周辺部分から欠損が始まり見えない部分がゆっくりと中心部に向かって進行するものである。